

別表第2 参考手法

環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法	評価の手法
硫黄酸化物	火力発電所事業に係る施設の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 二酸化硫黄の濃度の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 二酸化硫黄の濃度の状況 二酸化硫黄に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の測定の方法</p> <p>(2) 気象の状況 気象業務法施行規則(昭和27年運輸省令第101号)第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>原則として1年間(1の(2)の情報において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各1週間)</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>大気拡散式(ブルーム式及びパフ式)に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び硫黄酸化物に係る環境影響が最大となる時期(最大となる時期を設定できる場合に限る)</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
	<p>焼却施設事業に係る施設の稼働</p> <p>工業団地造成事業、工場等事業、複合開発事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 二酸化硫黄の濃度の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 二酸化硫黄の濃度の状況 二酸化硫黄に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の測定の方法</p> <p>(2) 風の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>春夏秋冬ごとにそれぞれ1週間</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>大気拡散式(ブルーム式及びパフ式)に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期及び硫黄酸化物に係る環境影響が最大となる時期(最大となる時期を設定できる場合に限る)</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
最終処分場事業に係る建設機械及び作業船の稼働(水面埋)		<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 二酸化硫黄の濃度の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>大気拡散式に基づく理論計算</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p>

	立), 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航(水面埋立)	<p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については, それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 二酸化硫黄の濃度の状況 大気汚染に係る環境基準に定める二酸化硫黄の測定の方法による情報</p> <p>(2) 風の状況 気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法による情報</p> <p>3 調査地域</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち, 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>硫黄酸化物に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態となる時期</p>	<p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき, 「第10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
窒素酸化物	火力発電所事業に係る施設の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については, それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法</p> <p>(2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>原則として1年間(1の(2)の情報において高層の気象を調査する場合は, 各季節ごとに各1週間)</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>大気拡散式(ブルーム式及びパフ式)に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち, 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限る)</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は, 予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき, 「第10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
	飛行場事業に係る航空機の運行, 飛行場の施設の供用	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については, それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>大気拡散式(ブルーム式及びパフ式)に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち, 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は, 予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p>
	焼却施設事業, 下水道終末処理場事業に係る施設の稼働			
	工業団地造成事業, 工場等事業, 複合開発事業に係る工場			

等における事業活動	(1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 風の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点	評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。
農用地造成事業に係る農用地の使用		4 予測対象時期等	
土石等採取事業に係るプラント及び建設機械の稼働		施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限る)	
レクリエーション施設等事業に係る施設の供用	3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域		
公有水面埋立等事業に係る工事等における事業活動	4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点		
公有水面埋立等事業に係る工事等における事業活動	5 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ 1 週間		
道路事業に係る自動車の走行	1 調査すべき情報	1 予測の基本的な手法	1 評価項目
火力発電所事業, 公有水面埋立等事業, 工業団地造成事業, 工場等事業, 複合開発事業に係る資材等の搬出入	(1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については, それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析	大気の拡散式(ブルーム式及びパフ式)に基づく理論計算	評価項目は, 予測した項目とする。
焼却施設事業に係る廃棄物の搬出入	(1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 風の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法	2 予測地域 調査地域のうち, 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
し尿処理施設事業に係るし尿の搬入		3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点	3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。
流通業務団地造成事業に係る事業場等の事業活動及び資材等の搬出入	3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	4 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限る)	
土石等採取事業に係る土石等の搬出入	4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ 1 週間		
飛行場事業, 火力発電所事業, 太陽電池発電事業, 公有水面埋立等事業, 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業, 工業団地造成事業, 流通業務団地造成事業, 農用地造成事業, 土石等採取事業, レクリエーション施設等事業, 複合開発	1 調査すべき情報 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち, 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点	1 評価項目 評価項目は, 予測した項目とする。 2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価

窒素酸化物	事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>4 予測対象時期等</p> <p>建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>する。</p>
	最終処分場事業に係る建設機械の稼働(陸上埋立)、建設機械及び作業船の稼働(水面埋立)、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航(水面埋立)	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に定める二酸化窒素の測定の方法による情報</p> <p>(2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法による情報</p> <p>3 調査地域</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>大気拡散式に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>窒素酸化物に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
浮遊粒子状物質	火力発電所事業に係る施設の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気汚染に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法</p> <p>(2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>大気拡散式(ブルーム式及びパフ式)に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限る)</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価する。</p>

		原則として1年間(1の(2)の情報において高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各1週間)		
焼却施設事業に係る施設の稼働	工業団地造成事業, 工場等事業, 複合開発事業に係る工場等における事業活動	1 調査すべき情報 (1)浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2)気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1)浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気汚染に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法 (2)風の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ1週間	1 予測の基本的な手法 大気拡散式(ブルーム式及びパフ式)に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限る)	1 評価項目 評価項目は、予測した項目とする。 2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価する。
道路事業に係る自動車の走行		1 調査すべき情報 (1)浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2)気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1)浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気汚染に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法 (2)風の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ1週間	1 予測の基本的な手法 大気拡散式(ブルーム式及びパフ式)に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限る)	1 評価項目 評価項目は、予測した項目とする。 2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価する。
石炭粉じん	火力発電所事業に係る地形改	1 調査すべき情報	1 予測の基本的な手法	1 評価項目

	<p>変後の土地及び施設が存在、施設の稼働</p>	<p>(1)降下ばいじんの状況 (2)気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1)降下ばいじんの状況 デポジットゲージ又はダストジャーによる測定の方法 (2)気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて調査地域における石炭粉じんに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 原則として1年間</p>	<p>大気拡散式(ブルーム式及びパフ式)に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて予測地域における石炭粉じんに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び石炭粉じんに係る環境影響が最大となる時期(最大となる時期を設定できる場合に限る)</p>	<p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
粉じん等	<p>道路事業、林道事業、堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、火力発電所事業、太陽電池発電事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業及び住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成事業、土石等採取事業、レクリエーション施設等事業、工場等事業、複合開発事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>飛行場事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、造成工事及び施設の設置等</p>	<p>1 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>1 評価項目 評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
	<p>火力発電所事業、公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業、複合開発事業に係る資材等の搬出入</p> <p>焼却施設事業に係る廃棄物の</p>	<p>1 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>1 評価項目 評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p>

	<p>搬出入</p> <p>流通業務団地造成事業に係る事業場等における事業活動及び資材等の搬出入</p> <p>農用地造成事業に係る農用地の使用</p> <p>土石等採取事業に係るプラント及び建設機械の稼働, 土石等の搬出入</p>	<p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間, 時期及び時間帯</p>	<p>3 予測地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>(1) 資材等の搬出入による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) 施設の稼働や事業活動による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき, 「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
	<p>最終処分場事業に係る建設機械の稼働(陸上埋立), 建設機械及び作業船の稼働(水面埋立), 資材, 機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行, 埋立・覆土用機械の稼働(陸上埋立), 埋立・覆土用機械の稼働(水面埋立), 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行, 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航(水面埋立)</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 粉じん等の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間, 時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち, 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>粉じん等に係る環境影響が最大になる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は, 予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき, 「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
	<p>風力発電事業に係る建設機械の稼働, 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行, 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>風力発電事業に係る建設機械の稼働, 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行, 造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 粉じん等の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間, 時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち, 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>粉じん等に係る環境影響が最大になる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は, 予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき, 「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
<p>大気質に係る有害物質</p>	<p>焼却施設事業に係る施設の稼働</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 有害物質(塩化水素及びダイオキシン等)の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(気象の状況については, 気象業務法施行規則第 1</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>大気の拡散式(ブルーム式及びパフ式)に基づく理論計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち, 有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は, 予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p>

		<p>条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 有害物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 有害物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働が定常状態となる時期及び有害物質に係る環境影響が最大となる時期(最大となる時期を設定できる場合に限る)</p>	<p>3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
騒音	<p>道路事業、林道事業、堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、飛行場事業、火力発電所事業、太陽電池発電事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業及び住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成事業、土石等採取事業、レクリエーション施設等事業、工場等事業、複合開発事業に係る建設機械の稼働</p>	<p>1 調査すべき情報 (1)騒音の状況 (2)地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第15条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>1 評価項目 評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
	<p>道路事業、林道事業、堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、飛行場事業、火力発電所事業、太陽電池発電事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業及び住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成事業、土石等採取事業、レクリエーション施設等事業、工</p>	<p>1 調査すべき情報 (1)騒音の状況 (2)沿道の状況 (3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>1 評価項目 評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価する。</p>

場等事業、複合開発事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯		
火力発電所事業及び太陽電池発電事業に係る施設の稼働	1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限り)	1 評価項目 評価項目は、予測した項目とする。 2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。
焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業に係る施設の稼働	1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限り)	1 評価項目 評価項目は、予測した項目とする。 2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。
工業団地造成事業、工場等事業、複合開発事業に係る工場等における事業活動	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限り)	2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。
農用地造成事業に係る農用地の使用	3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限り)	3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。
土石等採取事業に係るプラント及び建設機械の稼働 公有水面埋立等事業に係る工事等における事業活動	4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限り)	3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。
道路事業、土地区画整理事業及び住宅団地造成事業、レクリエーション施設等事業に係る自動車の走行	1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等	1 評価項目 評価項目は、予測した項目とする。 2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。
火力発電所事業、公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業、複合開発事業に係る資材等の搬出入	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等	3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。
焼却施設事業に係る廃棄物の	音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	4 予測対象時期等	3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。

<p>搬出入</p> <p>し尿処理施設事業に係るし尿の搬入</p> <p>流通業務団地造成事業に係る事業場等における事業活動及び資材等の搬出入</p> <p>土石等採取事業における土石等の搬出入</p>	<p>4 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>計画交通量の発生が見込まれる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限る)</p>	
<p>鉄道及び軌道事業に係る列車又は車両の走行(地上式)</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>騒音の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(「騒音に係る環境基準」又は「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>鉄道施設又は軌道施設の供用が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限る)</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
<p>飛行場事業に係る航空機の運航</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>騒音の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(飛行場及びその施設の設置の事業にあつては騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定方法を、飛行場その他の施設の変更の事業にあつては航空機騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>公用飛行場周辺における航空機騒音による傷害の防止等に関する法律施行規則(昭和 49 年運輸省令第 6 号)第 1 条第 1 項に規定する算定方式</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>飛行場の施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限る)</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
<p>最終処分場事業に係る建設機械の稼働(陸上埋立)、建設機械及び作業船の稼働(水面埋)</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)騒音の状況</p> <p>(2)地表面の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p>

<p>立), 埋立・覆土用機械の稼働(陸上埋立), 埋立・覆土用機械の稼働(水面埋立)</p>	<p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については騒音規制法第 15 条第 1 項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間, 時期及び時間帯</p>	<p>調査地域のうち, 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>	<p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき, 「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
<p>最終処分場事業に係る浸出液処理設備の稼働(陸上埋立), 浸出液処理設備の稼働(水面埋立)</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については騒音規制法第 4 条第 1 項の規定により定められた特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間, 時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち, 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期</p>	<p>1 評価項目 評価項目は, 予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき, 「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
<p>最終処分場事業に係る資材, 機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行, 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 道路交通騒音の状況 (2) 道路の沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(道路交通騒音の状況については騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち, 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>	<p>1 評価項目 評価項目は, 予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき, 「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>

		音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯		
風力発電事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、施設の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 道路交通騒音の状況</p> <p>(2) 道路の沿道の状況</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(道路交通騒音の状況については騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>騒音に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>	
超低周波音	<p>風力発電事業に係る施設の稼働</p> <p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 超低周波音の状況</p> <p>(2) 地形及び工作物の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。</p> <p>3 調査地域</p> <p>超低周波音の伝搬の特性を踏まえて超低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>超低周波音の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における超低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>超低周波音の伝搬の特性を踏まえて第 3 号の調査地域における超低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、超低周波音の伝搬の特性を踏まえて超低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>超低周波音の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における超低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>超低周波音に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>	
振動	<p>道路事業、林道事業、堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、飛行場事業、火力発電所事業、太陽電池発電事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業及び住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造</p> <p>1 調査すべき情報</p> <p>地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>建設機械の稼働等による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>	

成事業、土石等採取事業、レクリエーション施設等事業、工場等事業、複合開発事業に係る建設機械の稼働	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期		
道路事業、林道事業、堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、飛行場事業、火力発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業及び住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成事業、土石等採取事業、レクリエーション施設等事業、工場等事業、複合開発事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)道路交通振動の状況</p> <p>(2)地盤の状況</p> <p>(3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
太陽電池発電事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>1 調査すべき情報</p> <p>交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両が運行する予定の路線及びその周辺区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
火力発電事業に係る施設の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)振動の状況</p> <p>(2)地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準(昭和51年環境庁告示第90号)第1条備考4及び5に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>振動の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価</p>

	<p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>4 予測対象時期等</p> <p>施設の稼働等が定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限る)</p>	<p>する。</p>
<p>焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業に係る施設の稼働</p> <p>工業団地造成事業、工場等事業、複合開発事業に係る工場等における事業活動</p> <p>農用地造成事業に係る農用地の使用</p> <p>土石等採取事業に係るプラント及び建設機械の稼働</p> <p>公有水面埋立等事業に係る工事等における事業活動</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)振動の状況</p> <p>(2)地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準(昭和51年環境庁告示第90号)第1条備考4及び5に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>振動の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>施設の稼働等が定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限る)</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
<p>道路事業、土地区画整理事業及び住宅団地造成事業、レクリエーション施設等事業に係る自動車の走行</p> <p>火力発電所事業、公有水面埋立て等事業、工業団地造成事業、工場等事業、複合開発事業に係る資材等の搬出入</p> <p>焼却施設事業に係る廃棄物の搬出入</p> <p>し尿処理施設事業に係るし尿の搬入</p> <p>流通業務団地造成事業に係る事業場等における事業活動及び資材等の搬出入</p> <p>土石等採取事業に係る土石等の搬出入</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)道路交通振動の状況</p> <p>(2)地盤の状況</p> <p>(3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>計画交通量の発生が見込まれる時期及び振動に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限る)</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
<p>鉄道及び軌道事業に係る列車</p>	<p>1 調査すべき情報</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p>	<p>1 評価項目</p>

<p>又は車両の走行</p>	<p>(1)振動の状況 (2)地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 鉄道施設又は軌道施設の供用が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限る)</p>	<p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
<p>最終処分場事業に係る建設機械の稼働(陸上埋立)、埋立・覆土用機械の稼働(陸上埋立)、浸出液処理設備の稼働(陸上埋立)</p>	<p>1 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査区域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 振動に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>	<p>1 評価項目 評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
<p>最終処分場事業に係る資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>1 調査すべき情報 (1)道路交通振動の状況 (2)地盤の状況 (3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(道路交通振動の状況については振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p>	<p>1 予測の基本的な手法 振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 振動に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>	<p>1 評価項目 評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価する。</p>

		振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯		
風力発電事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 道路交通振動の状況</p> <p>(2) 地盤の状況</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(道路交通振動の状況については振動規制法施行規則別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>振動に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>	
悪臭	<p>焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業に係る施設の稼働</p> <p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 悪臭の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものに限る。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 悪臭の状況 悪臭防止法施行規則(昭和 47 年総理府令第 39 号)第 1 条及び第 5 条の規定により環境庁長官が定める方法</p> <p>(2) 風の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>大気拡散式(ブルーム式及びパフ式)による計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期及び握手に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限る)</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>	
最終処分場事業に係る廃棄物の存在・分解	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 悪臭の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p>	
最終処分場事業に係る廃棄物	<p>(2) 気象の状況</p>	<p>2 予測地域</p>	<p>2 評価の指針</p>	

	の存在・分解	<p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(臭気指数については、悪臭防止法施行規則第 1 条の規定により環境大臣が定める方法による情報、特定悪臭物質濃度については、同法施行規則第 5 条の規定する特定悪臭物質の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>悪臭に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>	<p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
水の汚れ	<p>道路事業に係る休憩所の存在及び供用</p> <p>飛行場事業に係る造成工事及び施設の設置等、飛行場の施設の供用</p> <p>焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業に係る施設の稼働</p> <p>工業団地造成事業、工場等事業、複合開発事業に係る工場等における事業活動</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る宅地等における人の活動</p> <p>農用地造成事業に係る農用地の使用</p> <p>レクリエーション施設等事業に係る施設の供用</p> <p>公有水面埋立等事業に係る工事等における事業活動</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)河川にあつては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査時における流量の状況を含む。)、海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量の状況</p> <p>(2)流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定められた測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>(1)河川にあつては生物化学的酸素要求量について単純混合式を用いた理論計算</p> <p>(2)海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量についてジョセフセンドナー式を用いた理論計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限る)</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
	火力発電所事業に係る施設の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>河川にあつては生物化学的酸素要求量の状況、海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定められた方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価</p>

	<p>ると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>4 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限る)</p>	<p>する。</p>
<p>公有水面埋立等事業に係る埋立地及び施設が存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査時における流量の状況を含む。)、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況</p> <p>(2)流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定められた方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>埋立にあっては護岸の工事及び埋立ての工事、干拓にあっては干拓の工事が竣工した時期及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限る)</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
<p>最終処分場事業に係る最終処分場の存在(水面埋立)</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)化学的酸素要求量</p> <p>(2)流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める化学的酸素要求量の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>事業活動が定常状態になる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>

	<p>最終処分場事業に係る浸出液処理水の排出</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)河川にあつては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査時における流量の状況を含む。), 海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量の状況</p> <p>(2)流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量の状況については, 水質汚濁に係る環境基準に定める生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち, 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>事業活動が定常状態になる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は, 予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき, 「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
<p>水の濁り</p>	<p>道路事業に係る切土工等又は既存工作物の撤去等, 工事施工ヤードの設置, 工所用道路等の設置</p> <p>林道事業に係る造成等の工事による一時的な影響</p> <p>堰事業に係る建設機械の稼働, 堰本体の工事, 護岸の工事, 掘削の工事</p> <p>放水路事業に係る建設機械の稼働, 洪水を分流させる施設の工事, 掘削の工事, 堤防の工事</p> <p>鉄道及び軌道事業, 飛行場事業, 焼却施設事業, し尿処理施設事業, 下水道終末処理場事業, レクリエーション施設等事業に係る造成工事及び施設の設置等</p> <p>火力発電所事業に係る建設機械の稼働, 造成工事及び施設の設置等</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)濁度又は浮遊物質質量及びその調査時における流量の状況</p> <p>(2)気象の状況</p> <p>(3)土質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質質量については, 水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち, 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は, 予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき, 「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>

<p>公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事, 埋立ての工事</p>			
<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業, 工業団地造成事業, 流通業務団地造成事業, 農用地造成事業, 工場等事業, 複合開発事業に係る造成工事及び工作物の建設</p>			
<p>土石等採取事業に係るプラントの建設, 土石等の採取, プラント及び建設機械の稼働</p>			
<p>太陽電池発電事業に係る造成工事及び施設の設置等, 地形改変後の土地及び施設の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 浮遊物質量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量については, 水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響評価を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又はは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち, 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 造成工事及び施設の設置等については, 水の濁りに係る環境影響が最大となる時期 (2) 地形改変後の土地及び施設の存在については, 水の濁りの特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>1 評価項目 評価項目は, 予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき, 「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
<p>堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況 (2) 気象の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p>	<p>1 評価項目 評価項目は, 予測した項目とする。</p>
<p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p>	<p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量については, 水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で, 当該地域の水の濁りの予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予</p>	<p>2 予測地域 調査地域のうち, 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 対象事業による施設等の供用が定常状態となる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限る)</p>	<p>2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき, 「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>

	<p>測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>		
<p>道路事業に係る休憩所の存在及び供用</p> <p>焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業に係る施設の稼働</p> <p>工業団地造成事業、工場等事業、複合開発事業に係る工場等における事業活動</p> <p>農用地造成事業に係る農用地の使用</p> <p>公有水面埋立等事業に係る工事等における事業活動</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)濁度又は浮遊物質質量及びその調査時における流量の状況</p> <p>(2)流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質質量については、水質汚濁に係る環境基準に定められた方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>浮遊物質に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>施設の稼働や事業活動が定常状態になる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限る)</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
<p>最終処分場事業に係る造成等の施工(陸上埋立)、護岸等の施工(水面埋立)、浸出液処理水の排水</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)濁度又は浮遊物質質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。)</p> <p>(2)流れの状況</p> <p>(3)土質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質質量については、水質汚濁に係る環境基準に定める浮遊物質質量の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>浮遊物質質量に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
<p>風力発電事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)濁度又は浮遊物質質量及びその調査時における流量の状況</p> <p>(2)気象の状況</p> <p>(3)土質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認めら</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p>

		<p>文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>れる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
水温	火力発電所事業に係る施設の稼働	<p>1 調査すべき情報 (1)水温の状況 (2)流況の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び冷却水の取水口前面</p> <p>4 調査地点 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 原則として 1 年間</p>	<p>1 予測の基本的な手法 数値モデルによる数値計算又は水理模型実験</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水温に係る環境影響が最大となる時期(最大となる時期を設定できる場合に限る)</p>	<p>1 評価項目 評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
富栄養化	堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在	<p>1 調査すべき情報 (1)富栄養化に係る事項及びその調査時における流量の状況 (2)気象の状況 (3)水温の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(富栄養化に係る事項のうち、水質汚濁に係る環境基準のあるものの状況については、当該環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の富栄養化の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 統計的手法、富栄養化に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 対象事業による施設等の供用が定常状態となる時期及び富栄養化に係る環境影響が最大となる時期(最大となる時期を設定できる場合に限る)</p>	<p>1 評価項目 評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>

		<p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>		
	火力発電所事業に係る施設の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>全窒素及び全燐の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用若しくは解析</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p>
	し尿処理施設事業、下水道終末処理事業に係る施設の稼働	<p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(全窒素及び全燐については、水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p>
	最終処分場事業に係る最終処分場の存在(水面埋立)、浸出液処理水の排出	<p>3 調査地域</p> <p>全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>3 予測地点</p> <p>全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び富栄養化に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限り)</p>	<p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
溶存酸素量	堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 溶存酸素量の状況</p> <p>(2) 水温の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(溶存酸素量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する溶存酸素量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で、当該地域の溶存酸素量の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>溶存酸素に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて予測地域における溶存酸素量に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>対象事業による施設等の供用が定常状態となる時期及び溶存酸素量に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限り)</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
有害物質(水質に係るものに限る。)	焼却施設事業、下水道終末処理場事業に係る施設の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 有害物質の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p>
	工業団地造成事業、工場等事業、複合開発事業に係る工場	<p>(2) 流量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p>	<p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る</p>	<p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保</p>

等における事業活動	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態になる時期及び有害物質に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限る)</p>	<p>全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
太陽電池発電事業に係る地形 改変後の土地及び施設が存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 有害物質(農薬等)の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p>	<p>1 評価項目 評価項目は、予測した項目とする。</p>
レクリエーション施設等事業に 係る施設の供用	<p>(2) 流量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び有害物質(農薬等)の変化の特性を踏まえて有害物質(農薬等)に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び有害物質(農薬等)の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質(農薬等)に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び有害物質(農薬等)の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質(農薬等)に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>2 予測地域 調査地域のうち、有害物質(農薬等)の拡散の特性を踏まえて有害物質(農薬等)に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 有害物質(農薬等)の拡散の特性を踏まえて予測地域における有害物質(農薬等)に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態になる時期及び有害物質に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限る)</p>	<p>2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
最終処分場事業に係る最終処分場の存在(陸上埋立)、最終処分場の存在(水面埋立)	<p>1 調査すべき情報 (1) 有害物質等の状況 (2) 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(有害物質等の状況については水質汚濁に係る環境基準に定める人の健康の保護に関する項目の測定の方法及びダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 有害物質等の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて予測地域における有害物質等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び有害物質等に係る環境影響が最大になる時期</p>	<p>1 評価項目 評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>

		<p>5 調査期間等</p> <p>水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>		
有害物質（水質に係るものに限る。）	最終処分場事業に係る浸出液処理水の排水	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 有害物質等の状況</p> <p>(2) 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(有害物質等の状況については水質汚濁に係る環境基準に定める人の健康の保護に関する項目の測定の方法及びダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>有害物質等の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて予測地域における有害物質等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>事業活動が定常状態になる時期及び有害物質等に係る環境影響が最大になる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
水底の泥土	堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 水底の泥土及びその調査時の流量</p> <p>(2) 濁度又は浮遊物質量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水底の泥土の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて調査地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて調査地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>堆積物の移動に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて予測地域における水底の泥土に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>堰の供用が定常状態となる時期及び有害物質等に係る環境影響が最大になる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
有害物質（底質に係るものに限る。）	火力発電所事業に係る建設機械の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>有害物質に係る底質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p>

		<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 しゅんせつ工事を行う地域</p> <p>4 調査地点 調査地域における底質の状況を把握するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等 原則として底質の状況を把握するために適切かつ効果的な時期に1回</p>	<p>有害物質の拡散の特性を踏まえて建設機械の稼働による有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 しゅんせつ工事による有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
塩化物イオン濃度 (地下水の水質に係るものに限る。)	放水路事業に係る放水路の存在及び供用	<p>1 調査すべき情報 (1)地下水の塩化物イオン濃度の状況 (2)地下水の水位の状況 (3)地質の状況 (4)地下水の利用の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の塩化物イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の塩化物イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の塩化物イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 塩化物イオンに係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の塩化物イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の塩化物イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 放水路が供用されて地下水の塩化物イオン濃度に係る環境影響が定常状態となる時期及び環境影響が最大になる時期</p>	<p>1 評価項目 評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
地下水の流れ	最終処分場事業に係る造成等の施工(陸上埋立)、最終処分場の存在(陸上埋立)	<p>1 調査すべき情報 (1)地下水の状況 (2)地下水の利用状況 (3)地形及び地質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水象の特性を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて予測地域における地下水の流れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 工事による地下水の流れに係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>	<p>1 評価項目 評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
地下水の水位	堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在	<p>1 調査すべき情報 (1)地下水の水位の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p>	<p>1 評価項目 評価項目は、予測した項目とする。</p>

	放水路事業に係る放水路の存在及び供用	<p>(2)地質の状況</p> <p>(3)河川の水位の状況</p> <p>(4)地下水の利用の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>地下水の水位に係る環境影響が定常状態となる時期</p>	<p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
有害物質（地下水の水質に係るものに限る。）	太陽電池発電事業に係る地形改変後の土地及び施設の有無	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)有害物質（農薬等）の状況</p> <p>(2)地下水の水位の状況</p> <p>(3)地質の状況</p> <p>(4)地下水の利用の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>地質の特性を踏まえて有害物質（農薬等）に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>地質の特性を踏まえて調査地域における有害物質（農薬等）に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>地質の特性を踏まえて調査地域における有害物質（農薬等）に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>有害物質（農薬等）の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、地質の特性を踏まえて有害物質（農薬等）に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>地質の特性を踏まえて予測地域における有害物質（農薬等）に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>施設の稼働や事業活動が定常状態になる時期及び有害物質等に係る環境影響が最大になる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
	レクリエーション施設等事業に係る施設の供用	<p>(3)地質の状況</p> <p>(4)地下水の利用の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>地質の特性を踏まえて有害物質（農薬等）に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>地質の特性を踏まえて調査地域における有害物質（農薬等）に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>地質の特性を踏まえて調査地域における有害物質（農薬等）に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、地質の特性を踏まえて有害物質（農薬等）に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>地質の特性を踏まえて予測地域における有害物質（農薬等）に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>施設の稼働や事業活動が定常状態になる時期及び有害物質等に係る環境影響が最大になる時期</p>	<p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
流向及び流速	火力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の有無、施設の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>流況の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>原則として 1 年間</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>数値モデルによる理論計算又は水理模型実験</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>予測地域のうち、流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び流向及び流速に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定できる場合に限る）</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
重要な地形及び地	道路事業に係る工事施工ヤー	<p>1 調査すべき情報</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p>	<p>1 評価項目</p>

質	ドの設置, 工事用道路等の設置, 道路の存在	(1) 地形及び地質の概況 (2) 重要な地形及び地質の分布, 状態及び特性	重要な地形及び地質について, 分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち, 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期	評価項目は, 予測した項目とする。 2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき, 「第 10 評価の手法」に照らして評価する。
	林道事業に係る事業の立地及び林道の存在	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析		
	堰事業に係る堰及び護岸の存在, 堰の供用及び湛水区域の存在	3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域		
	放水路事業に係る放水路の存在及び供用	4 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点		
	鉄道及び軌道事業に係る鉄道施設又は軌道施設の存在	5 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期		
	飛行場事業に係る飛行場及びその施設の存在			
	火力発電所事業, 太陽電池発電事業, 焼却施設事業, し尿処理施設事業, 下水道終末処理場事業, レクリエーション施設等事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在			
	公有水面埋立等事業に係る埋立地及び施設の存在			
	土地区画整理事業及び住宅団地造成事業, 工業団地造成事業, 流通業務団地造成事業, 農用地造成事業, 工場等事業, 複合開発事業に係る地形改変後の土地及び工作物の存在			
	土石等採取事業に係るプラントの建設, 土石等の採取			
最終処分場事業に係る造成等の施工(陸上埋立), 護岸等の施工(水面埋立), 最終処分場の存在(陸上埋立), 最終処分場の存在(水面埋立)	1 調査すべき情報 (1) 地形及び地質の概況 (2) 重要な地形及び地質の分布, 状態及び特性 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の地域 4 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	1 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について, 分布, 成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち, 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期	1 評価項目 評価項目は, 予測した項目とする。 2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき, 「第 10 評価の手法」に照らして評価する。	

		<p>5 調査期間等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>		
	風力発電事業に係る地形改変後の土地及び施設の使用	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 地形及び地質の概況</p> <p>(2) 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
地盤及び斜面の安定性	風力発電事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変後の土地及び施設の使用	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 地形、地質、土質の概況</p> <p>(2) 地盤及び斜面の安定性の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>地形、地質及び土質等の特性を踏まえて前号の調査地域における地盤及び斜面の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>地形、地質及び土質等の特性を踏まえて第 3 号の調査地域における地盤及び斜面の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち地形、地質及び土質等の特性を踏まえて地盤及び斜面の安定性地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>地形、地質及び土質等の特性を踏まえて前号の予測地域における地盤及び斜面の安定性に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>地盤及び斜面の安定性に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
	太陽電池発電事業に係る地形改変後の土地及び施設の使用			
地盤沈下	道路事業に係る消雪パイプの稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 地下水の水位の低下による地盤沈下の状況</p> <p>(2) 地下水の水位の状況</p> <p>(3) 地質の状況</p> <p>(4) 地下水の利用の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>地下水の水理に関する解析又は地盤の圧密に関する解析若しくは事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
	放水路事業に係る放水路の存在及び供用			
	工業団地造成事業、工場等事業、複合開発事業に係る工場等における事業活動			

		<p>4 調査地点</p> <p>地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>(1)放水路事業にあつては、放水路が供用されて地下水の水位が定常状態となる時期</p> <p>(2)事業活動に伴う影響については、施設の稼働等の状況を踏まえ地盤沈下に係る環境影響が的確に把握できる時期</p>	
	道路事業に係る道路(嵩上式)の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)地盤沈下の状況</p> <p>(2)地質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>地質の特性を踏まえて地盤の圧密による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>地質の特性を踏まえて調査地域における地盤の圧密による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>地質の特性を踏まえて調査地域における地盤の圧密による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>地盤の圧密に関する解析若しくは事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地盤の圧密による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>地質の特性を踏まえて予測地域における地盤の圧密による地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>道路の設置が完了し、地盤の圧密による地盤沈下に係る環境影響が的確に把握できる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
日照障害	道路事業に係る道路(嵩上式)の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)土地利用の状況</p> <p>(2)地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査期間等</p> <p>土地利用及び地形の特性を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>等時間の日影線を描いた日影図の作成</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における日照障害に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>道路又は施設の設置が完了する時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
	鉄道及び軌道事業に係る鉄道施設又は軌道施設(嵩上式)の存在			
反射光	太陽電池発電事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)土地利用の状況</p> <p>(2)地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>

		<p>5 調査期間等</p> <p>反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>		
電波障害	風力発電事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在、施設の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)電波の発信状況</p> <p>(2)電波の受信状況</p> <p>(3)電波受信に影響を生じさせている地形、工作物等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>電波の伝搬の特性を踏まえて電波受信に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>電波の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における電波受信に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>電波の伝搬の特性を踏まえて第3号の調査地域における電波受信に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>実用式によるコンピュータ・シミュレーション又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち電波の伝搬の特性を踏まえて電波受信に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>電波の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における電波受信に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>事業活動が定常状態であり、電波障害に係る影響が適切に予測できる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
風車の影	風力発電事業に係る施設の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)土地利用の状況</p> <p>(2)地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>3 調査地域</p> <p>土地利用の状況及び地形の特性を踏まえ、風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>土地利用の状況及び地形の特性を踏まえ、調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>等時間の日影線を描いた日影図の作成</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえ、風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>土地利用の状況及び地形の特性を踏まえ、予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は、予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、「第10 評価の手法」に照らして評価する。</p>
重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	<p>道路事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在</p> <p>林道事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設機械の稼働、造成等の工事による一時的な影響、事業の</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況</p> <p>(2)動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>(3)注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>対象事業の実施前後の状況、講じようとする環境保全措置等を明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか、また、以下の事項との整合性が図られているか事業者の見解を示す。</p> <p>(1)国のレッドリスト等記載種の保全</p> <p>(2)市及び県における保全対象となっている種、生息地等の保全</p> <p>(3)その他、法や県、市の条例、計画等における動物の保全の方針</p>

立地及び林道の存在, 自動車の走行	動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路		
堰事業に係る建設機械の稼働, 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行, 堰本体の工事, 護岸の工事, 掘削の工事	5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間, 時期及び時間帯		
放水路事業に係る建設機械の稼働, 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行, 洪水を分流させる施設の工事, 掘削の工事, 堤防の工事			
鉄道及び軌道事業に係る建設機械の稼働, 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行, 造成工事及び施設の設置等, 鉄道施設又は軌道施設が存在			
飛行場事業に係る建設機械の稼働, 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行, 造成工事及び施設の設置等, 飛行場及びその施設が存在, 航空機の運行			
火力発電所事業, 太陽電池発電事業, 焼却施設事業, し尿処理施設事業, 下水道終末処理場事業, レクリエーション施設等事業に係る建設機械の稼働, 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行, 造成工事及び施設の設置等, 地形改変後の土地及び施設が存在			
公有水面埋立等事業に係る建設機械の稼働, 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行, 堤防及び護岸の工事, 埋立ての工事, 埋立地及び施設が存在			
土地区画整理事業及び住宅団地造成事業, 工業団地造成事業, 流通業務団地造成事業,			

農用地造成事業，工場等事業，複合開発事業に係る建設機械の稼働，資材及び機械の運搬に用いる車両の運行，造成工事及び工作物の建設，地形改変後の土地及び工作物の存在			
土石等採取事業に係る建設機械の稼働，資材及び機械の運搬に用いる車両の運行，プラントの建設，土石等の採取			
堰事業に係る堰及び護岸の存在，堰の供用及び湛水区域の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 脊椎動物，昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況</p> <p>(2) 動物の重要な種の分布，生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>(3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>(1) 水生動物については，対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の上流又は下流の地域で，施設の供用等によってその生息環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(2) 水生動物以外の動物については，対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し，及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し，及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間，時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>動物の重要な種及び注目すべき生息地について，分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち，動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>対象事業の実施前後の状況，講じようとする環境保全措置等を明らかにすることにより，対象事業による影響をどのように回避し，又は低減するのか，また，以下の事項との整合性が図られているか事業者の見解を示す。</p> <p>(1) 国のレッドリスト等記載種の保全</p> <p>(2) 市及び県における保全対象となっている種，生息地等の保全</p> <p>(3) その他，法や県，市の条例，計画等における動物の保全の方針</p>
最終処分場事業に係る建設機械の稼働(陸上埋立)，建設機械及び作業船の稼働(水面埋立)，資材，機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行，造成等の施工(陸上埋立)，護岸等の施工(水面埋立)，最終処分場の存在(陸上埋立)，最終処分場の存在(水面埋立)	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 脊椎動物，昆虫類その他主な陸生動物及び主な水生動物に係る動物相の状況</p> <p>(2) 動物の重要な種の分布，生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>(3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>動物の重要な種及び注目すべき生息地について，分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち，動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期及び時間帯</p>	<p>対象事業の実施前後の状況，講じようとする環境保全措置等を明らかにすることにより，対象事業による影響をどのように回避し，又は低減するのか，また，以下の事項との整合性が図られているか事業者の見解を示す。</p> <p>(1) 国のレッドリスト等記載種の保全</p> <p>(2) 市及び県における保全対象となっている種，生息地等の保全</p> <p>(3) その他，法や県，市の条例，計画等における動物の保全の方針</p>

		を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路		
		<p>5 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>		
	風力発電事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、造成等の施工による一時的な影響、地形改変後の土地及び施設の存在、施設の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況</p> <p>(2)動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>(3)注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	対象事業の実施前後の状況、講じようとする環境保全措置等を明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか、また、以下の事項との整合性が図られているか事業者の見解を示す。 (1)国のレッドリスト等記載種の保全 (2)市及び県における保全対象となっている種、生息地等の保全 (3)その他、法や県、市の条例、計画等における動物の保全の方針
海域に生息する動物	火力発電所事業に係る建設機械の稼働、造成工事及び施設の設置等、地形改変後の土地及び施設の存在、施設の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)魚等の遊泳動物、潮間帯生物(動物)、底生生物(動物)、動物プランクトン、卵・稚仔(以下「海生動物」という。)の主な種類及び分布の状況</p> <p>(2)干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況</p> <p>(3)重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>(1)温排水に係る影響については、水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び冷却水の取水口前面</p> <p>(2)温排水以外の影響については、対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	対象事業の実施前後の状況、講じようとする環境保全措置等を明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか、また、以下の事項との整合性が図られているか事業者の見解を示す。 (1)国のレッドリスト等記載種の保全 (2)市及び県における保全対象となっている種、生息地等の保全 (3)その他、法や県、市の条例、計画等における動物の保全の方針
重要な植物種・群落	道路事業に係る切土工等又は	1 調査すべき情報	1 予測の基本的な手法	対象事業の実施前後の状況、講じようとする環

及びその生育地(海 域に生育するものを 除く。)	既存工作物の撤去等, 工事施 工ヤードの設置, 工事用道路 等の設置, 道路の存在	(1)種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況 (2)植物の重要な種及び群落の分布, 生育の状況及び生育環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析	植物の重要な種及び群落について, 分布又は生育環境の改変の程 度を踏まえた事例の引用又は解析	境保全措置等を明らかにすることにより, 対象 事業による影響をどのように回避し, 又は低減 するのか, また, 以下の事項との整合性が図ら れているか事業者の見解を示す。
	林道事業に係る造成等の工事 による一時的な影響, 事業の立 地及び林道の存在	3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域	2 予測地域 調査地域のうち, 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種 及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	(1)国のレッドリスト等記載種の保全
	堰事業に係る建設機械の稼 働, 堰本体の工事, 護岸の工 事, 掘削の工事	4 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予 測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路	3 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環 境影響を的確に把握できる時期	(2)市及び県における保全対象となっている 種, 生息地等の保全
	放水路事業に係る建設機械の 稼働, 洪水を分流させる施設の 工事, 掘削の工事, 堤防の工 事	5 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予 測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間, 時期及び時間帯		(3)その他, 法や県, 市の条例, 計画等にお ける動物の保全の方針
	鉄道及び軌道事業に係る造成 工事及び施設の設置等, 鉄道 施設又は軌道施設の存在			
	飛行場事業に係る造成工事及 び施設の設置等, 飛行場及び その施設の存在			
	火力発電所事業に係る建設機 械の稼働, 造成工事及び施設 の設置等, 地形改変後の土地 及び施設の存在			
	太陽電池発電事業に係る建設 機械の稼働, 資材及び機械の 運搬に用いる車両の運行, 造 成工事及び施設の設置等, 地 形改変後の土地及び施設の存 在			
	焼却施設事業, し尿処理施設 事業, 下水道終末処理場事 業, レクリエーション施設等事 業に係る造成工事及び施設の設 置等, 地形改変後の土地及び 施設の存在			
	公有水面埋立等事業に係る建 設機械の稼働, 資材及び機械 の運搬に用いる車両の運行, 堤防及び護岸の工事, 埋立て			

の工事, 埋立地及び施設の存在			
土地区画整理事業及び住宅団地造成事業, 工業団地造成事業, 流通業務団地造成事業, 農用地造成事業, 複合開発事業に係る建設機械の稼働, 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行, 造成工事及び工作物の建設, 地形改変後の土地及び工作物の存在			
土石等採取事業に係る建設機械の稼働, 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行, プラントの建設, 土石等の採取			
工場等事業に係る造成工事及び工作物の建設, 地形改変後の土地及び工作物の存在			
堰事業に係る堰及び護岸の存在, 堰の供用及び湛水区域の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況</p> <p>(2) 植物の重要な種及び群落の分布, 生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>(1) 水生植物については, 対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の下流の地域で, 施設の供用等によってその生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(2) 水生植物以外の植物については, 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間, 時期又は時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>植物の重要な種及び群落について, 分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち, 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>対象事業の実施前後の状況, 講じようとする環境保全措置等を明らかにすることにより, 対象事業による影響をどのように回避し, 又は低減するのか, また, 以下の事項との整合性が図られているか事業者の見解を示す。</p> <p>(1) 国のレッドリスト等記載種の保全</p> <p>(2) 市及び県における保全対象となっている種, 生息地等の保全</p> <p>(3) その他, 法や県, 市の条例, 計画等における動物の保全の方針</p>
最終処分場事業に係る建設機械の稼働(陸上埋立), 建設機械及び作業船の稼働(水面埋立), 造成等の施工(陸上埋立), 護岸等の施工(水面埋立), 最終処分場の存在(陸上	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 河川又は湖沼にあっては, 種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況</p> <p>(2) 植物の重要な種及び群落の分布, 生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>植物の重要な種及び群落の分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち, 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>	<p>対象事業の実施前後の状況, 講じようとする環境保全措置等を明らかにすることにより, 対象事業による影響をどのように回避し, 又は低減するのか, また, 以下の事項との整合性が図られているか事業者の見解を示す。</p> <p>(1) 国のレッドリスト等記載種の保全</p>

	埋立), 最終処分場の存在(水面埋立)	<p>対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の地域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間, 時期及び時間帯</p>	<p>3 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>(2) 市及び県における保全対象となっている種, 生息地等の保全</p> <p>(3) その他, 法や県, 市の条例, 計画等における動物の保全の方針</p>
	風力発電事業に係る造成等の施工による一時的な影響, 地形改変後の土地及び施設が存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況 (2) 植物の重要な種及び群落の分布, 生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 (1) 水生植物については, 対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の下流の地域で, 施設の供用等によってその生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 (2) 水生植物以外の植物については, 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間, 時期又は時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落について, 分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち, 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>対象事業の実施前後の状況, 講じようとする環境保全措置等を明らかにすることにより, 対象事業による影響をどのように回避し, 又は低減するのか, また, 以下の事項との整合性が図られているか事業者の見解を示す。</p> <p>(1) 国のレッドリスト等記載種の保全</p> <p>(2) 市及び県における保全対象となっている種, 生息地等の保全</p> <p>(3) その他, 法や県, 市の条例, 計画等における動物の保全の方針</p>
海域に生育する植物	火力発電所事業に係る建設機械の稼働, 造成工事及び施設の設置等, 地形改変後の土地及び施設が存在, 施設の稼働	<p>1 調査すべき情報 (1) 潮間帯生物(植物), 海藻草類及び植物プランクトン(以下「海生植物」という。)の主な種類及び分布状況 (2) 干潟, 藻場, さんご礁の分布及びそこにおける植物の生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 (1) 温排水に係る影響については, 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ, 水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び冷却水の取水口前面 (2) 温排水以外の影響については, 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物及び干潟, 藻場, さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物及び干潟, 藻場, さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握</p>	<p>1 予測の基本的な手法 海生植物及び干潟, 藻場, さんご礁について, 分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち, 植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟, 藻場, さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟, 藻場, さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>対象事業の実施前後の状況, 講じようとする環境保全措置等を明らかにすることにより, 対象事業による影響をどのように回避し, 又は低減するのか, また, 以下の事項との整合性が図られているか事業者の見解を示す。</p> <p>(1) 国のレッドリスト等記載種の保全</p> <p>(2) 市及び県における保全対象となっている種, 生息地等の保全</p> <p>(3) その他, 法や県, 市の条例, 計画等における動物の保全の方針</p>

		できる期間, 時期及び時間帯		
地域を特徴づける生態系	道路事業に係る切土工等又は既存工作物の撤去等, 工事施工ヤードの設置, 工事用道路等の設置, 道路の存在	1 調査すべき情報 (1) 動植物その他の自然環境に係る概況 (2) 複数の注目種等の生態, 他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間, 時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 注目種等について, 分布, 生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち, 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期	注目すべき生物種及びその生育・生息環境の状況によって代表される, 地域を特徴づける生態系への影響の回避・低減が最大限図られているか, 国, 県, 市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼしていないか, 法律に定める地域指定及び基準等に適合しているか, 事業者の見解を示す。
	林道事業に係る建設機械の稼働, 造成等の工事による一時的な影響, 事業の立地及び林道の存在			
	堰事業に係る建設機械の稼働, 堰本体の工事, 護岸の工事, 掘削の工事			
	放水路事業に係る建設機械の稼働, 洪水を分流させる施設の工事, 掘削の工事, 堤防の工事			
	鉄道及び軌道事業に係る造成工事及び施設の設置等, 鉄道施設又は軌道施設の存在			
	飛行場事業に係る造成工事及び施設の設置等, 飛行場及びその施設の存在			
	火力発電所事業に係る造成工事及び施設の設置等			
	太陽電池発電事業に係る建設機械の稼働, 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行, 造成工事及び施設の設置等, 地形改変後の土地及び施設の存在			
	焼却施設事業, し尿処理施設事業, 下水道終末処理場事業, レクリエーション施設等事業に係る造成工事及び施設の設置等, 地形改変後の土地及び施設の存在			
	公有水面埋立等事業に係る建設機械の稼働, 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行, 堤防及び護岸の工事, 埋立て			

の工事, 埋立地及び施設の存在			
土地区画整理事業及び住宅団地造成事業, 工業団地造成事業, 流通業務団地造成事業, 農用地造成事業, 複合開発事業に係る建設機械の稼働, 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行, 造成工事及び工作物の建設, 地形改変後の土地及び工作物の存在			
土石等採取事業に係る建設機械の稼働, 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行, プラントの建設, 土石等の採取			
工場等事業に係る造成工事及び工作物の建設, 地形改変後の土地及び工作物の存在			
堰事業に係る堰及び護岸の存在, 堰の供用及び湛水区域の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>(2) 複数の注目種等の生態, 他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>(1) 水生動植物については, 対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の下流の地域で, 施設の供用等によってその生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(2) 水生動植物以外の動植物については, 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間, 時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>注目種等について, 分布, 生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち, 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>注目すべき生物種及びその生育・生息環境の状況によって代表される, 地域を特徴づける生態系への影響の回避・低減が最大限図られているか, 国, 県, 市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼしていないか, 法律に定める地域指定及び基準等に適合しているか, 事業者の見解を示す。</p>
最終処分場事業に係る造成等の施工(陸上埋立), 護岸等の施工(水面埋立), 最終処分場の存在(陸上埋立), 最終処分	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>(2) 複数の注目種等の生態, 他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>注目種等について, 分布, 生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p>	<p>注目すべき生物種及びその生育・生息環境の状況によって代表される, 地域を特徴づける生態系への影響の回避・低減が最大限図られているか, 国, 県, 市が定める環境に関する計画</p>

<p>場の存在(水面埋立)</p>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の地域</p> <p>4 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼしていないか、法律に定める地域指定及び基準等に適合しているか、事業者の見解を示す。</p>	
<p>風力発電事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、造成等の施工による一時的な影響、地形改変後の土地及び施設の存在、施設の稼働</p>	<p>1 調査すべき情報 (1)動植物その他の自然環境に係る概況 (2)複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>注目すべき生物種及びその生育・生息環境の状況によって代表される、地域を特徴づける生態系への影響の回避・低減が最大限図られているか、国、県、市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼしていないか、法律に定める地域指定及び基準等に適合しているか、事業者の見解を示す。</p>	
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>道路事業に係る道路の存在、休憩所の存在及び供用</p> <p>林道事業に係る事業の立地及び林道の存在</p> <p>堰事業に係る堰及び護岸の存在、堰の供用及び湛水区域の存在</p> <p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p> <p>鉄道及び軌道事業に係る鉄道施設又は軌道施設の存在</p> <p>飛行場事業に係る飛行場及びその施設の存在</p> <p>火力発電所事業、太陽電池発</p>	<p>1 調査すべき情報 (1)主要な眺望点の概況 (2)景観資源の状況(事業計画地内の状況を含む。以下同じ。) (3)主要な眺望景観の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域</p> <p>4 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 (1)主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 (2)主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>景観の直接的な変化の程度、眺望地点からの景観の変化の程度等に対する環境保全措置、景観保全上の配慮事項等を明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか、国、県、市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないか事業者の見解を示す。</p>

<p>電事業, 焼却施設事業, し尿処理施設事業, 下水道終末処理場事業, レクリエーション施設等事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在</p>	<p>及び時間帯</p>		
<p>公有水面埋立等事業に係る埋立地及び施設の存在</p>			
<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業, 工業団地造成事業, 流通業務団地造成事業, 農用地造成事業, 工場等事業, 複合開発事業に係る地形改変後の土地及び工作物の存在</p>			
<p>土石等採取事業に係るプラントの建設, 土石等の採取</p>			
<p>最終処分場事業に係る最終処分場の存在(陸上埋立), 最終処分場の存在(水面埋立)</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 主要な眺望点の状況 (2) 景観資源の状況 (3) 主要な眺望景観の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の地域</p> <p>4 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間, 時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 (1) 主要な眺望点及び景観資源について, 分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 (2) 主要な眺望景観について, 完成予想図, フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち, 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>景観の直接的な変化の程度, 眺望地点からの景観の変化の程度等に対する環境保全措置, 景観保全上の配慮事項等を明らかにすることにより, 対象事業による影響をどのように回避し, 又は低減するのか, 国, 県, 市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないか事業者の見解を示す。</p>
<p>風力発電事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在, 施設の稼働</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 主要な眺望点の概況 (2) 景観資源の状況(事業計画地内の状況を含む。以下同じ。) (3) 主要な眺望景観の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 主要な眺望点の状況, 景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域</p> <p>4 調査地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 (1) 主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 (2) 主要な眺望景観についての完成予想図, フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち, 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>景観の直接的な変化の程度, 眺望地点からの景観の変化の程度等に対する環境保全措置, 景観保全上の配慮事項等を明らかにすることにより, 対象事業による影響をどのように回避し, 又は低減するのか, 国, 県, 市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないか事業者の見解を示す。</p>

		<p>景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>3 予測対象時期等</p> <p>景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	
<p>主要な人と自然との 触れ合いの活動の 場</p>	<p>道路事業に係る道路の存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>(2)主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場への影響に対する環境保全措置等を明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか、国、県、市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないか事業者の見解を示す。</p>
	<p>林道事業に係る事業の立地及び林道の存在</p>			
	<p>堰事業に係る堰本体の工事、護岸の工事、掘削の工事、堰及び護岸の存在、堰の供用及び湛水区域の存在</p>			
	<p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事、堤防の工事、放水路の存在及び供用</p>			
	<p>鉄道及び軌道事業に係る鉄道施設又は軌道施設の存在</p>			
	<p>飛行場事業に係る飛行場及びその施設の存在</p>			
	<p>火力発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、地形改変後の土地及び施設の存在、資材等の搬出入</p>			
	<p>太陽電池発電事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、地形改変後の土地及び施設の存在</p>			
	<p>焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在</p>			
	<p>公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事、埋立ての工事、埋立地及び施設の存在</p>			
<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業、工業団地造成事</p>				

	業，流通業務団地造成事業，農用地造成事業，工場等事業，複合開発事業に係る地形改変後の土地及び工作物の存在			
	土石等採取事業に係るプラントの建設，土石等の採取			
	最終処分場事業に係る造成等の施工(陸上埋立)，護岸等の施工(水面埋立)，最終処分場の存在(陸上埋立)，最終処分場の存在(水面埋立)	1 調査すべき情報 (1)人と自然との触れ合いの活動の場の概況 (2)主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布，利用の状況及び利用環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の地域 4 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し，及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し，及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間，時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について，分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち，人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期	人と自然との触れ合いの活動の場への影響に対する環境保全措置等を明らかにすることにより，対象事業による影響をどのように回避し，又は低減するのか，国，県，市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないか事業者の見解を示す。
	風力発電事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行，地形改変後の土地及び施設の存在，施設の稼働 風力発電事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行，地形改変後の土地及び施設の存在，施設の稼働	1 調査すべき情報 (1)人と自然との触れ合いの活動の場の概況 (2)主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布，利用の状況及び利用環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し，及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し，及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間，時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について，分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち，人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期	人と自然との触れ合いの活動の場への影響に対する環境保全措置等を明らかにすることにより，対象事業による影響をどのように回避し，又は低減するのか，国，県，市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないか事業者の見解を示す。
建設工事に伴う副産物	道路事業に係る切土工等又は既存工作物の撤去等	1 調査すべき情報 残土となる土壌及び廃棄物等の建設工事に伴う副産物の性状 2 調査の基本的な手法	1 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 2 予測地域	1 事業の実施による廃棄物等の発生及び排出の段階において，廃棄物の削減対策，処理方法及び再利用可能性並びに副産物の処理・
	林道事業に係る造成等の工事			

<p>による一時的な影響</p> <p>堰事業に係る堰本体の工事, 護岸の工事, 掘削の工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事, 掘削の工事</p> <p>鉄道及び軌道事業, 飛行場事業, 火力発電所事業, 太陽電池発電事業, 焼却施設事業, し尿処理施設事業, 下水道終末処理場事業, レクリエーション施設等事業に係る造成工事及び施設の設置等</p> <p>公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業, 工業団地造成事業, 流通業務団地造成事業, 農用地造成事業, 工場等事業, 複合開発事業に係る造成工事及び工作物の建設</p> <p>土石等採取事業に係るプラントの建設, 土石等の採取</p>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域</p>	<p>対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>工事期間</p>	<p>処分及び再利用等について影響の回避・低減が最大限図られているか。</p> <p>2 市が実施する抑制対策等及び関係法令との整合性が図られているか。</p>
<p>最終処分場事業に係る造成等の施工(陸上埋立), 護岸等の施工(水面埋立)</p> <p>最終処分場事業に係る造成等の施工(陸上埋立), 護岸等の施工(水面埋立)</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 地形の状況</p> <p>(2) 土地利用の状況</p> <p>(3) 廃棄物については, その種類ごとの再資源化施設, 中間処理施設及び最終処分場における処分の状況</p> <p>(4) 切土又は盛土に伴う土砂の保管状況</p> <p>2 調査地域</p> <p>対象最終処分場事業実施区域並びに廃棄物については, その種類ごとの再資源化施設, 中間処理施設及び最終処分場における処分の状況, 切土又は盛土に伴う土砂の保管状況を適切に把握するために必要な地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</p> <p>2 予測地域</p> <p>対象最終処分場事業実施区域及び廃棄物の種類ごとの処分の状況, 切土又は盛土に伴う土砂の保管状況を適切に把握するために必要な地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>工事期間</p>	<p>1 事業の実施による廃棄物等の発生及び排出の段階において, 廃棄物の削減対策, 処理方法及び再利用可能性並びに副産物の処理・処分及び再利用等について影響の回避・低減が最大限図られているか。</p> <p>2 市が実施する抑制対策等及び関係法令との整合性が図られているか。</p>
<p>風力発電事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>残土となる土壌及び廃棄物等の建設工事に伴う副産物の性状</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</p> <p>2 予測地域</p> <p>対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>工事期間</p>	<p>1 事業の実施による廃棄物等の発生及び排出の段階において, 廃棄物の削減対策, 処理方法及び再利用可能性並びに副産物の処理・処分及び再利用等について影響の回避・低減が最大限図られているか。</p> <p>2 市が実施する抑制対策等及び関係法令との整合性が図られているか。</p>
<p>廃棄物</p>	<p>火力発電所事業に係る廃棄物</p> <p>1 調査すべき情報</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p>	<p>1 事業の実施による廃棄物等の発生及び排出</p>

	の発生	<p>施設の稼働に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の性状</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域</p>	<p>事業活動に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生の状況の把握</p> <p>2 予測地域</p> <p>対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>施設の稼働が定常状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限り)</p>	<p>の段階において、廃棄物の削減対策、処理方法及び再利用可能性並びに副産物の処理・処分及び再利用等について影響の回避・低減が最大限図られているか。</p> <p>2 市が実施する抑制対策等及び関係法令との整合性が図られているか。</p>
	<p>焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業に係る廃棄物の発生</p> <p>工業団地造成事業、工場等事業、複合開発事業に係る工場等における事業活動</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る宅地等における人の活動</p> <p>流通業務団地造成事業に係る事業場等における事業活動及び資材等の搬出入</p> <p>農用地造成事業に係る農用地の使用</p> <p>レクリエーション施設等事業に係る施設の供用</p> <p>公有水面埋立等事業に係る工事等における事業活動</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>施設の稼働に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の性状</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事業活動に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生の状況の把握</p> <p>2 予測地域</p> <p>対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>施設の稼働が定常状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限り)</p>	<p>1 事業の実施による廃棄物等の発生及び排出の段階において、廃棄物の削減対策、処理方法及び再利用可能性並びに副産物の処理・処分及び再利用等について影響の回避・低減が最大限図られているか。</p> <p>2 市が実施する抑制対策等及び関係法令との整合性が図られているか。</p>
	太陽電池発電事業に係る地形 改変後の土地及び施設 の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>産業廃棄物の性状</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>(1) 産業廃棄物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</p> <p>(2) 適切な処理・処分の方策の把握</p> <p>2 予測地域</p> <p>対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>発電事業の終了時</p>	<p>1 事業の実施による廃棄物等の発生及び排出の段階において、廃棄物の削減対策、処理方法及び再利用可能性並びに副産物の処理・処分及び再利用等について影響の回避・低減が最大限図られているか。</p> <p>2 市が実施する抑制対策等及び関係法令との整合性が図られているか。</p>
	風力発電事業に係る造成等の 施工による一時的な影響	<p>1 調査すべき情報</p> <p>施設の稼働に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の性状</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事業活動に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生の状況の把握</p> <p>2 予測地域</p> <p>対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>施設の稼働が定常状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限り)</p>	<p>1 事業の実施による廃棄物等の発生及び排出の段階において、廃棄物の削減対策、処理方法及び再利用可能性並びに副産物の処理・処分及び再利用等について影響の回避・低減が最大限図られているか。</p> <p>2 市が実施する抑制対策等及び関係法令との整合性が図られているか。</p>
二酸化炭素等	火力発電所事業に係る施設の 稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 発生及び吸収の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素等の発生状況の把握</p>	<p>1 事業の実施による温室効果ガス等の排出について影響の回避・低減が最大限図られてい</p>

	(2)土地利用の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域	2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 施設の稼働が定常状態となる時期及び二酸化炭素に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限り)	るか。 2 以下の事項との整合性が図られているか。 (1)国, 県, 市が定める環境に関する計画又は方針等 (2)特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に定める基準等
焼却施設事業に係る施設の稼働 工業団地造成事業, 工場等事業, 複合開発事業に係る工場等における事業活動 公有水面埋立等事業に係る工事等における事業活動	1 調査すべき情報 (1)発生及び吸収の状況 (2)土地利用の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域	1 予測の基本的な手法 施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素等の発生状況の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 施設の稼働が定常状態となる時期及び二酸化炭素に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限り)	1 事業の実施による温室効果ガス等の排出について影響の回避・低減が最大限図られているか。 2 以下の事項との整合性が図られているか。 (1) 国, 県, 市が定める環境に関する計画又は方針等 (2) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に定める基準等
道路事業, 林道事業, 堰事業, 放水路事業, 鉄道及び軌道事業, 飛行場事業, 火力発電所事業, 太陽電池発電事業, 風力発電所事業, 焼却施設事業, し尿処理施設事業, 最終処分場事業, 下水道終末処理場事業, 公有水面埋立等事業, 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業, 工業団地造成事業, 流通業務団地造成事業, 農用地造成事業, 土石等採取事業, レクリエーション施設等事業, 工場等事業, 複合開発事業に係る建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1)発生及び吸収の状況 (2)土地利用の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域	1 予測の基本的な手法 施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素等の発生状況の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 施設の稼働が定常状態となる時期及び二酸化炭素に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定できる場合に限り)	1 事業の実施による温室効果ガス等の排出について影響の回避・低減が最大限図られているか。 2 以下の事項との整合性が図られているか。 (1) 国, 県, 市が定める環境に関する計画又は方針等 (2) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に定める基準等
道路事業, 林道事業, 堰事業, 放水路事業, 鉄道及び軌道事業, 飛行場事業, 火力発電所事業, 太陽電池発電事業, 風力発電所事業, 焼却施設事業, し尿処理施設事業, 下水道終末処理場事業, 公有水面埋立等事業, 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業, 工業団地造成事業, 流通業務団地造成事業, 農用地造成事業, 土石			

<p>等採取事業, レクリエーション施設等事業, 工場等事業, 複合開発事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>			
<p>道路事業に係る休憩所の存在及び供用</p>			
<p>道路事業, 林道事業, 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業, レクリエーション施設等事業に係る自動車の走行</p>			
<p>し尿処理施設事業, 最終処分場事業, 下水道終末処理場事業に係る施設の稼働</p>			
<p>火力発電所事業, 公有水面埋立等事業, 工業団地造成事業, 流通業務団地造成事業, 工場等事業, 複合開発事業に係る資材等の搬出入</p>			
<p>鉄道及び軌道事業に係る列車又は車両の走行(地上式), 列車又は車両の走行(地下式)</p>			
<p>飛行場事業に係る航空機の運行, 飛行場の施設の供用</p>			
<p>焼却施設事業に係る, 廃棄物の搬出入</p>			
<p>し尿処理施設事業に係るし尿の搬出入</p>			
<p>最終処分場事業に係る(陸上埋立), 建設機械及び作業船の稼働(水面埋立), 資材, 機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行, 埋立・覆土用機械の稼働(陸上埋立), 埋立・覆土用機械の稼働(水面埋立), 浸出液処理施設の稼働(陸上埋立), 浸出液処理施設の稼働(水面埋立), 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行, 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運</p>			

	<p>行(水面埋立)</p> <p>流通業務団地造成事業に係る事業場等における事業活動及び資材等の搬出入</p> <p>土石等採取事業に係るプラント及び土石等の搬出入</p> <p>レクリエーション施設等事業, 複合開発事業に係る施設の供用</p>			
メタン	<p>最終処分場事業に係る廃棄物の存在・分解</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>対象最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の組成</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>対象最終処分事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>事業活動が定常状態になる時期</p>	<p>1 事業の実施による温室効果ガス等の排出について影響の回避・低減が最大限図られているか。</p> <p>2 以下の事項との整合性が図られているか。</p> <p>(1) 国, 県, 市が定める環境に関する計画又は方針等</p> <p>(2) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に定める基準等</p>
文化財	<p>道路事業に係る切土工等又は既存工作物の撤去等, 工事施工ヤードの設置, 工食用道路等の設置, 道路の存在(地表式又は掘割式), 道路の存在(嵩上式)</p> <p>道路事業に係る切土工等又は既存工作物の撤去等, 工事施工ヤードの設置, 工食用道路等の設置, 道路の存在(地表式又は掘割式), 道路の存在(嵩上式)</p> <p>林道事業に係る造成等の工事による一時的な影響, 事業の立地及び林道の存在</p> <p>堰事業に係る堰本体の工事, 護岸の工事, 掘削の工事, 堰及び護岸の存在, 堰の供用及び湛水区域の存在</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事, 掘削の工事, 放水路の存在及び供用</p> <p>鉄道及び軌道事業に係る造成工事及び施設の設置等, 鉄道</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 文化財の種類, 指定区分, 位置及び分布の状況</p> <p>(2) 埋蔵文化財包蔵地の内容, 位置及び分布並びに埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>文化財の特性を踏まえて調査地域における文化財に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>文化財の特性を踏まえて調査地域における文化財に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間, 時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>文化財について, その改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち, 文化財の特性を踏まえて文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>文化財の特性を踏まえて文化財に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>1 指定文化財への直接的影響が回避されているか。また, 指定文化財の利用等への影響の回避・低減が最大限図られているか。</p> <p>2 埋蔵文化財への影響の回避・低減が最大限図られているか。</p> <p>3 以下の事項との整合性が図られているか。</p> <p>(1) 文化財保護法, 市及び新潟県の文化財保護条例における規制等</p> <p>(2) その他市の環境基本計画等における歴史的・文化的環境の保全の方針</p>

施設又は軌道施設の存在(地表式又は掘割式), 鉄道施設又は軌道施設の存在(嵩上式)			
飛行場事業に係る造成工事及び施設の設置等, 飛行場及びその施設の存在			
火力発電所事業, 太陽電池発電事業, 風力発電所事業, 焼却施設事業, し尿処理施設事業, 下水道終末処理場事業, レクリエーション施設等事業に係る造成工事及び施設の設置等, 地形改変後の土地及び施設の存在			
最終処分場事業に係る造成等の施工(陸上埋立), 最終処分場の存在(陸上埋立), 最終処分場の存在(水面埋立)			
公有水面埋立等事業に係る埋立地及び施設の存在			
土地区画整理事業及び住宅団地造成事業, 工業団地造成事業, 流通業務団地造成事業, 農用地造成事業, 工場等事業, 複合開発事業に係る造成工事及び工作物の建設, 地形改変後の土地及び工作物の存在			
土石等採取事業に係るプラントの建設, 土石等の採取			

放射線の量 (大気環境)	道路事業, 林道事業, 堰事業, 放水路事業, 鉄道及び軌道事業, 火力発電所事業, 太陽電池発電事業, 公有水面埋立等事業, 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業, 工業団地造成事業, 流通業務団地造成事業, 農用地造成事業, レクリエーション施設等事業, 工場等事業に係る建設機械の稼働, 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 (1) 空間線量率及び放射能濃度の状況 (2) 粉じん等の状況 (3) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間, 時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち, 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 放射線に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期	1 評価項目 評価項目は, 予測した項目とする。 2 評価の指針 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 3 評価方法 評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき, 「第 10 評価の手法」に照らして評価する。
	飛行場事業に係る建設機械の稼働, 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行, 造成工事及び施設の設置等			
	風力発電事業に係る建設機械の稼働, 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行, 造成等の施工による一時的な影響			
	焼却施設事業に係る建設機械の稼働, 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行, 施設の稼働, 廃棄物の搬出入			
	し尿処理施設事業に係る建設機械の稼働, 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行, 施設の稼働, し尿の搬入			
	最終処分場事業に係る建設機械の稼働(陸上埋立), 建設機械及び作業船の稼働(水面埋立), 資材, 機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行, 埋立・覆土用機械の稼働(陸上埋立), 埋立・覆土用機械の稼働(水面埋立), 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行, 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運行(水面埋立), 廃棄物の存在・			

	<p>分解</p> <p>下水道終末処理場事業に係る建設機械の稼働, 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行, 施設の稼働</p> <p>土石等採取事業に係る建設機械の稼働, 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行, プラント及び建設機械の稼働, 土石等の搬出入</p> <p>複合開発事業に係る建設機械の稼働, 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行, 工場等における事業活動, 資材等の搬出入</p>			
放射線の量 (水環境)	<p>道路事業に係る切土工等又は既存工作物の撤去等, 工事施工ヤードの設置, 工事用道路等の設置</p> <p>林道事業に係る造成等の工事による一時的な影響</p> <p>堰事業に係る建設機械の稼働, 堰本体の工事, 護岸の工事, 掘削の工事</p> <p>放水路事業に係る建設機械の稼働, 洪水を分流させる施設の工事, 掘削の工事, 堤防の工事</p> <p>鉄道及び軌道事業, 飛行場事業, レクリエーション施設等事業に係る造成工事及び施設の設置等</p> <p>火力発電所事業に係る建設機械の稼働, 造成工事及び施設の設置等</p> <p>太陽電池発電事業に係る造成工事及び施設の設置等</p> <p>風力発電事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 空間線量率及び放射能濃度の状況</p> <p>(2) 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。)</p> <p>(3) 気象の状況</p> <p>(4) 流れの状況</p> <p>(5) 土質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法に用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性, 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性, 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性, 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し, 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち, 流域の特性, 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流域の特性, 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>放射線に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は, 予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき, 「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>

	<p>焼却施設事業, し尿処理施設事業, 下水道終末処理場事業に係る造成工事及び施設の設置等, 施設の稼働</p> <p>最終処分場事業に係る造成等の施工(陸上埋立), 護岸等の施工(水面埋立), 浸出液処理施設の稼働(陸上埋立), 浸出液処理施設の稼働(水面埋立), 排出液処理水の排出</p> <p>公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事, 埋立ての工事</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業, 工業団地造成事業, 流通業務団地造成事業, 農用地造成事業, 工場等事業に係る造成工事及び工作物の建設</p> <p>土石等採取事業に係るプラントの建設, 土石等の採取, プラント及び建設機械の稼働</p> <p>複合開発事業に係る造成工事及び工作物の建設, 工場等における事業活動</p>			
放射線の量 (廃棄物等)	<p>道路事業に係る切土工等又は既存の工作物の除去等</p> <p>林道事業に係る造成等の工事による一時的な影響</p> <p>堰事業に係る堰本体の工事, 護岸の工事, 掘削の工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事, 掘削の工事, 堤防の工事</p> <p>鉄道及び軌道事業, 飛行場事業, 火力発電所事業, レクリエーション施設等事業に係る造成工事及び施設の設置等</p> <p>風力発電事業に係る造成等の</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)空間線量率及び放射能濃度の状況</p> <p>(2)残土となる土壌及び廃棄物等の建設工事に伴う副産物の性状</p> <p>(3)切土又は盛土に伴う土砂の保管状況</p> <p>(4)施設の稼働に伴い発生する廃棄物等の性状</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及び土砂の保管場所</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>放射性物質を含む廃棄物等の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</p> <p>2 予測地域</p> <p>対象事業実施区域及び放射性物質を含む廃棄物等の種類ごとの発生及び処分の状況を適切に把握するために必要な地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>工事期間及び事業活動が定常状態になる時期</p>	<p>1 評価項目</p> <p>評価項目は, 予測した項目とする。</p> <p>2 評価の指針</p> <p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>3 評価方法</p> <p>評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき, 「第 10 評価の手法」に照らして評価する。</p>

<p>工事による一時的な影響</p>			
<p>焼却施設事業, し尿処理施設事業, 下水道終末処理場事業に係る造成工事及び施設の設置等, 廃棄物の発生</p>			
<p>最終処分場事業に係る造成等の施工(陸上埋立), 護岸等の施工(水面埋立)</p>			
<p>公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事</p>			
<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業, 工業団地造成事業, 流通業務団地造成事業, 農用地造成事業, 工場等事業に係る造成工事及び工作物の建設</p>			
<p>土石等採取事業に係るプラントの建設, 土石等の採取</p>			
<p>複合開発事業に係る造成工事及び工作物の建設, 工場等における事業活動</p>			